### 事後評価に係る資料 【官庁営繕事業】

令和5年11月15日

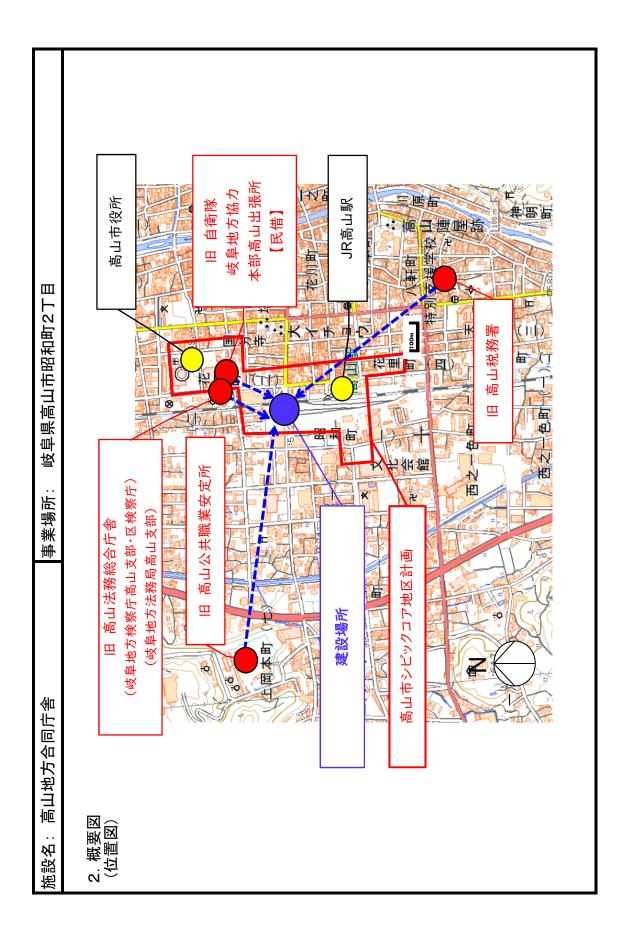
国土交通省中部地方整備局

### 一 目 次 一

1.	概要書(案)	•	•	•		1
2.	概要図		•	•		2
3.	事業の評価内訳			•		3
4.	事業計画の合理性			•		4
5.	事業の必要性 ~評点の算出~	•		•		5
6.	官庁営繕事業の事後評価の方法①事業計画の必要性	•		•		7
7.	官庁営繕事業の事後評価の方法②事業計画の合理性				1	0
8.	官庁営繕事業の事後評価の方法③事業計画の効果				1	1
9.	周辺の状況				1	3

### 1. 概要書(案)

•	令和 5年度										事後評価
事業	名(箇所名)	  高山地方合同庁	:全		担当課			・評価課		事業	国土交通省
	- · <b>-</b> ···-·				担当課長名	3	小岩:	井 康臣		主体	中部地方整備局
実施		岐阜県高山市昭									
該当	<b>基</b> 準	事業完了後2年		た事業							
事 **	<b>=</b> ± —	- 敷地: 4,0		ݖᆂᆚᆈ┖ᆀ	17EE:						
事業	<b></b>		コンクリート 01 ㎡	垣 地工4	·陌						
事業	田門	•規模: 5,5 事業採択	OI III 平成 28	年度 空	7	Δπ	2	年度			
	素費(億円) 業費(億円)	21.8	十成 20	平茂 元	1	ገን የሀ		十茂			
目的	·必要性	ており、利用者の	が現在使用 ひ安全・安心 舎は高山市 による国有 の位置付ける 施設の利何	yと利便性 デシビック: 財産の有: > 更性、安全	を確保するうコア地区整備 対活用の観点 対活用の観点	えでえ 計画に なから	を障と におい 、早急	なっている て主要な に施設の	。 施設に位 整備を行	置づけら	挟あい等の問題を有し られており、まちづくりへ がある。
社会化	経済情勢等の変	本事業の事業計	一画の必要性	生や合理性	生に影響を与	えるよ	うなれ	t会経済情	情勢の変(	とは特に	ないと考えられる。
算定	対効果分析の 基礎となった の変化	当初の事業計画の要因の変化は			れ、また庁舎	が適 <sup>t</sup>	勿に活	用されてい	いることか	ら、事業	<b>削削がある とれる とまた とくさい またい ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま まま</b>
事業発現	の効果の 状況	・位置、規模及び・地域性、景観性に充実した取組以上より、想定し	E、環境保全がなされて	≧性、木材 おり、官庁	利用促進、ユ 営繕の施策 <i>ז</i>	.ニバ· が適ち	ーサル リに反	ァデザイン 映されてし	、防災性だいることが	及び耐月	月・保全性について、特
	実施によるの変化	環境負荷低減の	)取組やCA	SBEE評価	「の結果から物	寺に問	題は	ないと考え	られる。		
対応方	今後の事後評 価の必要性	事業の効果は十	・分に発現し	ていると	考えられるたの	め、今	·後の <sup>』</sup>	事後評価の	の必要性に	はない。	
針	改善措置の 必要性	事業の効果は十	分に発現し	ていると	考えられるたの	め、改 	善措[	置の必要性	生はない。		
調査 事業	事業の計画・ のあり方や 評価手法の しの必要性	現時点で見直し	の必要性は	見られな	(\).						
その	他										



### 3. 事業の評価内訳

### 1. 事業計画の必要性

計 画 理 由	評点	評 価 の 根 拠
●建替等の場合		
①老朽	87.0 点	現存率: 税務署55%(築46年)、職業安定所59% (築43年)、法務総合庁舎60%(築38年)
②狭あい	2.4 点	面積率:税務署 0. 71、検察庁0. 72
③借用返還	1.7 点	民借:自衛隊
<b>④分散</b>	- 点	
⑤都市計画の関係	4.0 点	高山市シビックコア地区整備計画
⑥立地条件の不良	- 点	
⑦施設の不備	2.5 点	耐震性能不足: 税務署 パリアフリー法建築物移動等円滑化基準不適合: 税務署、職業安定所
⑧衛生条件の不良	- 点	
⑨法令等	- 点	
イ ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	97.6 点	
●新規施設の場合		
①法令等	一点	
②新たな行政需要	一点	
③機構新設	一点	
イ'①+②+③ 計		
加算点	10 点	合同庁舎計画
評点(イまたはイ'+加算点)	107 点	

### 2. 事業計画の合理性

評 価 項 目	評点	評 価 の 根 拠
事業計画の合理性		同等の性能を確保できる他の案との経済比較を 行った際に、事業案の方が経済的であると評価され る

### 3. 事業計画の効果

	業務を行うための基本機	能(B1)の発現	見状況
分 類	項目	係 数	評 価 の 根 拠
	①用地の取得・借用	1.1	国として用地を保有できている
	②災害防止•環境保全	1.1	自然的条件からみて良好な状態である
	③アクセスの確保	1.1	施設へのアクセスは良好である
位置	④都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.0	都市計画·土地利用計画等に積極的に貢献している。
	⑤敷地形状等	1.0	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入 りが実現できている。
イ ①×②×(	③×④×⑤ 計	1.33	
	①建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。
規 模	②敷地の規模	1.0	建築物の規模及び業務内容等に応じ、適切な規模となっている。
□ ①×②	計	1.0	
構造	①機能性 (業務を行うための基本機能に該当する部分)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保されてい る。
ハ①	計	1.0	
	評点(イ×ロ×ハ×100)	133 点	

施策に基づく付加	機能(B2)の発現状況
分類及び評価項目	発現効果
社会性(地域性)	地域性の効果がある。
社会性(景観性)	景観性の効果がある。
環境保全性(環境保全性)	環境保全性の効果がある。
環境保全性(木材利用促進)	木材利用促進の効果がある。
機能性(ユニバーサルデザイン)	ユニバーサルデザインの効果がある。
安全性(防災性)	防災性の効果がある。
経済性(耐用性)	耐用性の効果がある。
経済性(保全性)	保全性の効果がある、

### 4. 事業計画の合理性

(単位:千円)

A. 事業案の総費用

<u>A. 尹未采り応負用                                    </u>	
	金額
1 初期費用	2,258,421
(1)建設費	2,110,255
(2)企画設計費	148,166
(3)解体費	0
2 維持修繕費	1,479,630
(1)修繕費	398,987
(2)保全費	738,284
(3)光熱水費	342,359
3 土地の占用に係る機会費用	432,114
4 法人税等	-310,400

B. 代替案の総費用

D. 10日末771100000000000000000000000000000000	
	金額
1 初期費用	2,185,993
(1)增築・改築費	2,018,807
(2)企画設計費	102,234
(3)解体費	64,952
2 維持修繕費	1,531,862
(1)修繕費	409,841
(2)保全費	738,674
(3)光熱水費	181,157
(4)賃料	202,190
3 土地の占用に係る機会費用	589,782
4 法人税等	-342,737
	,

代替案総費用 3,964,900

### 🧶 国土交通省

### 評点の算出 $\subseteq$

### 105点 1) 高山税務署の評点

			了	
施設の状況	現存率 55%(築46年)	面積率 0. 71	シビックコア地区	耐震性能不足 0.70/1.00
ボボ	06	20	40	09
計画理由	老朽	独あい	都市計画の関係	施設の不備
	0	(2)	<b>(2</b> )	<b>(</b>

105点	90	വ	4	9
必要性の評点	主理由×1.0		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>庆女米~</b> 0

※③借用返還、④分散、⑥立地条件の不良、⑧衛生条件の不良 及び ⑨法令等 は評点無し。

### 98点 2) 高山公共職業安定所の評点

	計画理由	計点	施設の状況
$\bigcirc$	老朽	06	現存率 59%(築43年)
2	都市計画の関係	40	シビックコア地区
0	施設の不備	40	バリアフリー法建築物移動等円滑化基準不適合
(		(	

98点 06 4 4 必要性の評点 主理由×1. 從要素×0. 從要素×0.

※②狭あい、③借用返還、④分散、⑥立地条件の不良、⑧衛生条件の不良 及び ⑨法令等は評点無し。

## 99点 3) 岐阜地方検察庁高山支部・区検察庁の評点

施設の状況	現存率 60%(築38年)	面積率 0. 72	シビックコア地区
評点	06	20	40
計画理由	老朽	狭あい	都市計画の関係
	$\bigcirc$	8	2

	必要性の評点	99点
	主理由×1.0	06
^	/ ^ # #	5
		4

※③借用返還、④分散、⑥立地条件の不良、⑦施設の不備⑧衛生条件の不良 及び ⑨法令等は評点無し。

### ~ 計単の 単 計 ~ 事業計画の必要性

### 評点の算出 $\widehat{\mathbb{T}}$

### 94点 4) 岐阜地方法務局高山支局の評点

_		}
施設の状況	現存率 60%(築38年)	シビックコア地区
計	06	40
計画理由	老朽	都市計画の関係
	$\overline{\ominus}$	<b>(2</b> )

土理由×1.0 必要性の評点 從要素×0.1

94点

06

4

※②狭あい、③借用返還、④分散、⑥立地条件の不良、⑦施設の不備、⑧衛生条件の不良 及び

③法令等は評点無し。

### 54点 自衛隊岐阜地方協力本部高山出張所の評点 2

施設の状況	速やかに返還すべきもの	シビックコア地区
評点	50	40
計画理由	借用返還	都市計画の関係
	3	<b>②</b>

54点 50 4 主理由×1.0 必要性の評点 從要素×0.

※①老朽、②狭あい④分散、⑥立地条件の不良、⑦施設の不備、⑧衛生条件の不良 及び ⑨法令等 は評点無し。

### 100点 ΛII 107 点 〇 総合判定

97点	10点	107点 ≦ 100点
各官署による評点 (面積加重平均)	合同庁舎計画に基づくもの(加点要素)	合計:総合判定



## 官庁営繕事業の事後評価の方法 ①事業計画の必要性 ..9

# 事業計画の必要性に関する評価指標(1/3)

甲面甲甲	内容 評点	001	06	80	02	09	50	40	備考
	施設の老朽 (現存率)	50%以下	上%09	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な
老朽	構造耐力の 著しい低下	経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの							場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
狭あい	庁舎面積 (面積率)	0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下 0.80以下		敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
新品品	立退要求がある場合		借用期限が 切れ即刻立 退が必要な もの		期限付き立 退要求のも の		なるべく速 やかに返 還すべきむ の		
日日	借料が高額等の 事情により返還す べき場合			緊急に返還すべき もの			なるべく速 やかに返 還すべきむ の		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、 相互距離が1km 以上で(同一敷地 外)、業務上著しく 支障があるもの		2ヶ所以上に分散、 相互距離が300m 以上で(同一敷地 外)、業務上非常 に支障があるもの		同一敷地 内に分散、 業務上支 障がある もの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。

一部抜粋 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法 別表|



## 官庁営繕事業の事後評価の方法 ①事業計画の必要性 . 9

# 事業計画の必要性に関する評価指標 (2/3)

計画理由	内容 評点	001	06	80	70	09	20	40	備考
	都市計画 の進捗	周囲が区画整理 等施行済みで当 該施行分のみ未 施行となっている もの	区画整理等施行中で早く たちち退かないと妨害 となるもの		区画整理等が 事業決定済で あるもの(年度 別決定済み)			区画整理等が 計画決定済で あるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点(従要素の場合は評点の10分の1。該当する理由がない場合はの点)に、次のいがない場合は0点)に、次のい
地域連携	出 の 予 通 上			都市計画的にみて 地域性上著しい障 害のあるもの又は 防火地域若しくは 禅防火地域にある 木造建築物で延焼 の可能性が著しく 高いもの		都市計画的にみ て地域性上障害 のあるもの又は防 火地域若しくは準 防火地域にある 木造建築物で延 焼の可能性が高 いもの		都市計画的に みて地域性上 好ましくないも の又は防火地域若しくは準 防火地域にあ る木造建築物 でが焼のおそ れがあるもの	すれかを加算し、当談計画理 由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくも ののうち、シビックコア内の当 該施行分を除く施設、関連都 市整備事業等の全てが整備 済みの場合は7点、少なくとも 全てが建設に着手済みの場 合は4点 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と合 ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体の施設と ・地方公共団体のが表する ・地方公共の一本の一本 ・地方公共の一本のに整 を確実により一体的に整 を備が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が ・地域防災へ直転する場合は、4点
立 <del>(</del>	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不 便を及ぼしている		位置が不適当で 業務上支障を来 しているもの又は 公衆に不便を及 ぼしているもの		位置が不適当 で業務上又は 環境上好ましく ないもの	
Z Z	路 図 の 子	地盤沈下、低湿 地又は排水不良 等で維持管理が 不可能に近いも の		地盤沈下、低湿地 又は排水不良等で 維持管理が著しく 困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が 野工業をでかり 地関難なもの		地盤沈下、低 湿地又は排水 不良等で維持 管理上好ましく ないもの	

一部抜粋 別表し 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法

## 官庁営繕事業の事後評価の方法 ①事業計画の必要性 ...



# 事業計画の必要性に関する評価指標 (3/3)

備考	改修により対応で きる場合は、主要素 としない。	敷地等の関係で増 築が可能な場合は、 主要素としない。	主要素としない。	国の行政機関等の 移転及び機構統廃 合等に適用する。た だし、機構統廃合に よる場合は、主要素 としない。
07	施設が不備、かつ運用 による代替が十分でき ないため、業務上好ま しくないもの又は人命 の安全上好ましくない もの	施設が不備のため業 務上好ましくないもの 又は来庁者の利用上 著しく支障があるもの	法令による基準以下で あるもの	
9				
09		施設が不備のため業務 の遂行に支障を来して いるもの	法令による基準より相 当低いもの	
70				
08		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	法令による基準よりはる かに低いもの	
06				
001	施設が不備、かつ運用 による代替ができない ため、業務の遂行が著 しく困難なもの又は人 命の安全確保が困難 なもの	施設が不備のため業 務の遂行が著しく困難 なもの		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの
内容 評点	災害時にお ける必要機 能に係る施 設の不備	必要施設 の不備(災 害時におけ る必要機能 に係る施設 の不備を除	採光、 換気不良	法令等に基づく整備
計画理由	防災機能 に係る施 設の不備	施設の不備		法令等

一部抜粋 別表し 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法



計画理由別の評点が最も高い計画理由を<u>主要素、</u>それ以外の計画理由を<u>従要素 (素点の</u> /10)に分類し、各人居官署の評点を算出。

(合同計画、特定国有財産整備特別会計による計画は各10点加算)

# 7. 官庁営繕事業の事後評価の方法 ②事業計画の合理性

### 🥥 国土交通省

## 事業計画の合理性に関する評価指標

次の4つのいずれかに該当する場合に100点とし、いずれにも当てはまらない場合は0点とする。

当 丰	評 価
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、 事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、 リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価 される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価され る場合。(実現可能な代替案が存在しない場合を含む) ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行うので あって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
学()	上記のいずれにも当てはまらない。

一部抜粋 官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法



# 8. 官庁営繕事業の事後評価の方法 ③事業計画の効果

# 1) 業務を行うための基本機能(BI)の発揮見込みを評価するための指標

項目ごとに当該事業の現状に最も近い欄を選択し、該当する係数を全て掛け合わせ、100を乗じて得た値を事業計画の効果に関する評点とする。

<							
分類	項目	1.1	1.0	6.0	0.8	0.7	0.5
	用地の取得・借用	(新規取得か否かを 問わず)国有地に建 設されている。	必要な期間の用地の 利用(借用を含む。)が 担保されている。			用地の取得上、借用上の 問題があるが、その問題 は解消される見込みがあ る。	用地の取得上、借用上の 問題があり、その問題が 解消される見込みがない。
	災害防止· 環境保全	自然的条件からみて 災害防止・環境保全 上良好な状態である。	自然的条件からみて 災害防止・環境保全 上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止、環境保全上重大な支障がある。
位置	アクセスの確保	施設へのアクセスは 良好である。	施設へのアクセスに支 障はない。	施設へのアクセスに軽微 な支障がある。			施設へのアクセスに重大 な支障がある。
	都市計画その他 の土地利用に関 する計画との整合 性		都市計画その他の土地利用に関する計画 と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地 利用に関する計画と整合 しておらず、整合する見込 みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出 敷地の有効利用又は敷入りに軽微な問題がある。地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。	敷地の有効利用又は敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
1	建築物の規模		業務内容等に応じ、適 切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや 不適切な規模となってい る。		業務内容等に対し、著し く不適切な規模となって いる。
規模	敷地の規模		建築物の規模及び業 務内容に応じ、適切な 規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務 内容に対し、著しく不適 切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行 うための基本機能 に該当する部分)		執務に必要な空間及 び機能が適切に確保 されている。		執務に必要な空間又は 機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間又は 機能が確保されていない。

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法 別紙2-1 一部抜粋

## ③事業計画の効果 8.官庁営繕事業の事後評価の方法

## つ施策に基づく付加機能(B2)の評価

# 事業計画の効果 (施策に基づく付加機能)の発現状況を確認する際に参照する事項

1		
分類	評価項目	催保する性能の水準(※1)
		・官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。
社会性	地域性	・官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、地域の特性について配慮されている。
	景観性	<ul><li>・官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。</li></ul>
		・官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。
語標	環境保全性	・官庁施設の環境保全性基準(※3)に基づき、環境保全性の水準を満たしている。
保全性	木材利用促進	・公共建築物における木村の利用の促進のための計画(※4)に基づき、木造化(※5)、内装等の木質化が図られている。
機能作	ユーバーサル	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※6)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
	ナギイン	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※6)に基づき、その他の施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしている。
		・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを 目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。
安全性	防災性	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。
		・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※7)に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の 低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
経済性	耐用性	・官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等(ただし、大規模な修繕を 除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。
	保全性	・官庁施設の基本的性能基準(※2)に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。

※ I 個別の事業特性に応じて本表に記載のない付加機能を加えることを妨げない。
 ※ 2 「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年3月29日国営整第197号、国営設第134号)による。
 ※ 3 「官庁施設の環境保全性基準」(平成23年3月31日国営環第5号)による。
 ※ 4 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(令和3年4月1日国土交通省)による。
 ※ 5 「木造化」とは、構造耐力上主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。
 ※ 6 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号)による。
 ※ 6 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成18年3月31日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による。







